

議案第 63 号

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定
めるものとする。

令和 8 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成20年桐生市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、対象施設の用に供する」の次に「機械及び装置、」を加える。

附 則

この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第29号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 63 号 桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除について所要の改正を行うものです。